

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり、企画提案書の提出を求めます。

令和元年6月7日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

小田急線上部利用施設周辺における地域活動への参加の手引き作成業務委託

(2) 目的

世田谷区では、小田急線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）連続立体交差事業及び複々線化事業による鉄道地下化に伴い生じる線路跡地の利用（以下、「上部利用」という。）について、平成27年度に「世田谷区小田急線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）上部利用計画」及び「北沢デザインガイド」を策定し、地域住民と共にワークショップ等を行い、各施設の整備に取り組んでいる。

上部利用区施設は、駅前広場、通路、緑地・小広場、立体緑地が計画されており、整備される施設については、地域住民の理解と協力のもと、地域住民等を主体とした管理、活用が求められている。

上部利用周辺地域においては、町会、商店会等の様々な地域活動団体により多くの魅力的な取り組みが実施されているが、魅力の再認識・再発見により、地域のポテンシャルがより一層高まる可能性がある。

本委託は、上部利用施設周辺地域において、まちの魅力向上や、まちの課題解決をめざしている「北沢PR戦略会議」の部会や、町会、商店会等の既存の地域活動団体の取り組みを、より多くの人々へ広く紹介する「（仮称）北沢参加の手引き」を作成することを目的としている。

本手引きは、上部利用施設周辺地域において、既に活躍している様々な地域活動団体への新たな参加を促すと共に、これらの地域活動団体の取り組みの輪を広げ、新たな参加を後押しするための、参加と活動の指針として活用していくものである。

(3) 対象範囲

小田急線（東北沢駅周辺から世田谷代田駅周辺まで）上部利用施設周辺地域

(4) 業務の内容

委託業務の内容については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者間の協議により、企画提案の内容を踏まえ、仕様書を作成し、決定する。

次に示す委託業務の概要は、現在、世田谷区が予定している業務内容であり、これらの業務を的確に進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

1) 地域活動団体の事例収集、分析

- 2) 地域活動団体の取材、調査(15団体程度)
- 3) 地域活動団体への新たな参加を促すための方策検討
- 4) まちの魅力向上や課題解決に向けた、地域活動団体の連携のための方策検討
- 5) 「(仮称)北沢参加の手引き」版下の作成(A4判、4色カラー、概ね16頁)

(5) 成果品

成果品の著作権は、世田谷区に帰属するものとする。
なお、成果品は、次のようなものを予定している。

- 1) 業務報告書 2部
- 2) 「(仮称)北沢参加の手引き」版下 1部
- 3) その他、委託業務時に取り扱ったもので区担当課から指定のあった資料等
- 4) 上記成果品の電子データ(CD-R) 1枚

(6) 履行期限

契約の日から令和2年3月19日(木)まで

2. 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 個人情報保護に関する社内規程等が整備されていること。
- (7) 平成26年度以降に、住民主体の街づくり活動を支援する業務委託の受託実績があること。

3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では、企画提案書等の提出者の選定は行わず、世田谷区北沢総合支所街づくり課において、提出者から提出のあった「参加意思表明書(様式1)」、「企業実績(様式2)」、「参加条件が確認できる関係書類の写し(一式)」、「様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し(一式)」をもとに、前記2の「参加資格」の確認のみを行う。

参加資格が確認できた提出者には「プロポーザル招請通知」を送付し、参加資格が確

認できなかった提出者には「確認できなかった」旨を通知する。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

本件の実施にあたっては、別に定める「小田急線上部利用施設周辺における地域活動への参加の手引き作成業務委託プロポーザル業者選定委員会設置要綱」に基づき、「小田急線上部利用施設周辺における地域活動への参加の手引き作成業務委託プロポーザル業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

審査は、別に定める「小田急線上部利用施設周辺における地域活動への参加の手引き作成業務委託プロポーザル業者選定に係る審査要領」に基づき実施する。

企画提案書の特定にあたっては、選定委員会及びその事務局が評価を行うものとして、第一次審査(書類審査)及び第二次審査(プレゼンテーション及び質疑審査)の二段階で実施する。

(1) 評価基準

1) 第一次審査(書類審査)

参加意思表明書及び企画提案書等の提出書類について、次に掲げる審査項目、配点により書類審査を行い、評価合計点が上位の三社程度を第二次審査対象者として選定する。

| | |
|-------------|---------------|
| 企業実績 | (20点)(事務局審査) |
| 予定技術者実績 | (20点)(事務局審査) |
| 特定テーマに対する提案 | (100点) |
| 業務実施体制 | (20点) |
| 資料作成能力 | (20点) |
| 工程計画 | (20点) |
| 第一次審査配点 | (200点) |

参考見積書

2) 第二次審査(プレゼンテーション及び質疑審査)

企画提案書等の内容について、配置予定の管理技術者及び担当技術者によるプレゼンテーション及び質疑を実施し、次に掲げる審査項目、配点により審査を行う。評価に当たっては管理技術者と担当技術者を総合的に判断する。

| | |
|--------------|---------|
| 専門性と技術力 | (20点) |
| 取り組み姿勢 | (30点) |
| コミュニケーション力 | (20点) |
| 住民参加の理解・提案能力 | (30点) |
| 第二次審査配点 | (100点) |

(2) 第一候補者等の選定

選定委員会が、前記4の評価基準に基づき、第一次審査及び第二次審査の審査結果を総合的に評価し、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として、第二順位の提案者を委託先の第二候補者として、それぞれ選定する。

なお、提案者が一社の場合の審査は、第一次審査及び第二次審査の評価合計点が、全審査委員の配点総計に対して五割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：北島、伊藤、高安、水野）

〒155 - 8666 世田谷区北沢2 - 8 - 18（北沢タウンホール11階）

電話：03（5478）8073 FAX：03（5478）8019

(2) プロポーザル説明書の配布期間、配布方法

1) 配布期間：令和元年6月7日（金）から令和元年6月20日（木）午後5時まで

2) 配布方法

世田谷区北沢総合支所街づくり課にて窓口配布

（土、日を除く午前9時から午後5時まで）

世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#) [街づくり](#)
[北沢総合支所管内の街づくり](#) に掲載

(3) 参加意思表明書の提出期限、提出方法、提出書類、提出部数、提出先

1) 提出期限：令和元年6月20日（木）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法：郵送又は持参

3) 提出書類 参加意思表明書（様式1）

企業実績（様式2）

参加条件が確認できる関係書類の写し（一式）

様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し（一式）

4) 提出部数：上記3) から を各1部

5) 提出先：世田谷区北沢総合支所街づくり課

〒155 - 8666 世田谷区北沢2 - 8 - 18（北沢タウンホール11階）

電話：03（5478）8073 FAX：03（5478）8019

(4) 企画提案書等の提出期限、提出方法、提出先

1) 提出期限：令和元年7月22日（月）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法：郵送又は持参

3) 提出先：世田谷区北沢総合支所街づくり課（提出場所は、前記（2）5）提出先のとおり）

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除である。
- (3) 契約書作成の要否は、要である。
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無は、無である。
- (5) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、令和元年度の委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (6) 本プロポーザルは、委託先の候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (7) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。
- (8) 参加意思表明書、企画提案書等の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (9) 参加意思表明書、企画提案書等、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (10) 選定されなかった者の企画提案書等の提出書類は、返却しない。なお、提出された企画提案書等は、提案者に無断で他の目的以外で使用することはない。また、選定された者の企画提案書等を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (11) 企画提案書等の提出後は、原則として企画提案書等に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (12) 応募にあたり、知り得た情報については、守秘義務を遵守する。
- (13) 詳細は、プロポーザル説明書による。